

平成11年
5月25日
発行
第165号

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8
伸和ビル1F
TEL (03) 3433-3028
FAX (03) 3432-4560
発行責任者 浜崎 健蔵

綱 領

1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労

平成十一年度

第一回中央委員会開催

ベア、夏期手当など審議

五月十六日、十七日の両日、武蔵丘陵の豊かな自然に囲まれた埼玉県大里郡の「ホテル・ヘリテイジ」において、全国加盟単組より中央委員及びオブザーバー等八〇名を超える参加のもと、平成十一年度第一回中央委員会が開催された。会議では、今年度ベアや夏期手当について慎重な審議が行われ、盛会のうちに無事終了した。

第一日目は、中央委員会 修氏(飯山日赤)、副議長に先立ち、部会並びに専門に西島靖人氏(大津日赤)、部会が開催され、今年度の書記に上城憲司氏(今津日赤)活動方針の決定や情報交換(赤)が選出された。

翌日行われた中央委員会 執行委員長が挨拶に立ち、では、開会のことばの後、次のように述べた。

資格審査・成立確認(出席) 『今年度の民間企業のベア中央委員二四名、委任状四は、長引く不況や競争激化等が行われ、議長に宮崎等の経営環境を反映して、



の下限を六二歳」とする副社長通知が四月八日付で発送されており、定年制の実現に一歩近づいたものと評価している。しかし定年制の実現には、退職金の乗率、特別退職金の取扱い、全国バラバラな初任給、昇格基準の是正等多くの課題を抱えており、今後引き続き、本社と事務折衝という形で、問題点を指摘、提言していく考えである。

改正労働基準法、改正男女雇用機会均等法などが四月一日から施行となっており、労働環境は大きく変化しているが、日赤においても、この二、三年に大きな変革が到来するものと予測されている。今こそ、本部や加盟単組の役員をはじめ組合員が一丸となって、この変革の時代に乗り遅れることなく突き進んで行かなければならないと考える。

その後報告事項へ入り、前日開催された部会・専門部会報告、及び各部・一般経過報告が行われ、審議事項では議題である平成十一年度ベア、夏期手当について審議が行われた。

尚、十六日の懇親会には足利日赤から事務部長の田中實氏に臨席いただき、ご挨拶を頂戴した。田中事務部長は、新労発足時に足利日赤の労組で書記長として活躍され、新労加盟、近



【本部役員研修会開催】
○今年度調査事項について
勤務時間以外の拘束時間における対応、代務要員の確保、ライセンス取得後の対応、勤続年数の引上げ、週休二日制、土日採血稼働数、派遣・業務委託職員の組合員としての取扱い等。

【女性部】
育児休業・介護休暇制度について本部より説明。育児休業・介護休暇の取得について、時間外の取扱い、有給休暇の取得、セクハラ問題について討議。

【調査部】
○今年度調査事項について
勤務時間以外の拘束時間における対応、代務要員の確保、ライセンス取得後の対応、勤続年数の引上げ、週休二日制、土日採血稼働数、派遣・業務委託職員の組合員としての取扱い等。

【病院部】
第四次医療法改正、病院経営に関する情報収集、医療補助、放射線作業手当、学芸学部講外患者の未収金等について討議。

【血液センター】
NATに伴う統合又は人事異動、センター統合に伴う人事異動及び他団体加入の組合への対応、各センターにおける諸問題について討議。本社への要求として、特に施設の拡充と働きやすい環境の整備、定員の増強について問い合わせ、血液新法についてはその将来

【初任者研修会】
二プロック単位で開催、各中央委員数に応じて助成金を配分する。

【幹部研修会】
九月十二日、テーマ及び講師については本部一任。

【報告事項】
一、各部報告
【組織部】
(1)経過報告
浜松日赤、鳥取支部の内

部強化
(2)部会報告
○新人職員の組合勧誘
○内部強化の徹底
組合への理解、必要性を再認識してもらうよう努力する。また、身近な問題を吸い上げ、組合員にもわかりやすい形と呼びかける。

【教宣部】
(1)経過報告
○組合員獲得のため、宣伝用ビラの作成・送付

11,704名の署名簿を提出!



ベア及び諸要求の実現を強く要求(右:佐々木人事部長)

- 【第一プロック】(四名)
長根潤一(八戸日赤)教
川原 猛(盛岡日赤)組
佐藤浩光(宮手血セ)調
原 眞一(山形血セ)教
- 【第二プロック】(九名)
神保一郎(芳賀日赤)教
印南新一(大田原日赤)教
中村雅哉(足利日赤)調
小林 智(前橋日赤)組
奥泉敬二(原町日赤)組
寺西清吾(泰野日赤)教
◎松下良裕(浜松日赤)組
古川幸夫(茨城血セ)調
高貴 洋子(葉血セ)調
- 【第三プロック】(九名)
宮崎 修(飯山日赤)調
◎榎本伸一(名一日赤)組
堀内俊明(名一日赤)教
服部育男(名二日赤)組
- 【第四プロック】(一名)
◎西村和典(大津日赤) 組・教・調
- 【第五プロック】(六名)
◎小寺 悟(鳥取日赤)組
井口祥三郎(岡山日赤)教
秋友信男(岡山日赤)調
武郷 徹(三原日赤)調
古谷野智(岡山血セ)組
佐賀克己(徳島血セ)教
- 【第六プロック】(二名)
◎森山俊晴(筑前山田)教
上城憲司(今津日赤) 組・調
- 以上、三一名

【平成十一年度中央委員】

◎印は代表中央委員、闘争委員を兼ねる

- 高木茂樹(名一日赤)調
粕谷幸司(愛知血セ)教
石田昌子(愛知血セ)調
伊藤康人(豊橋血セ)組
(福井血セ)教

- 現在申請中、又は評価を受けた施設があれば、その情報を提供してほしい。

- 一、ベアについて
本部の今年度ベア交渉の経過説明の後、各プロック会議での審議結果が報告され、今後の交渉については賛成多数で本部一任と決定された。

- 【審議事項】
一、ベアについて
本部の今年度ベア交渉の経過説明の後、各プロック会議での審議結果が報告され、今後の交渉については賛成多数で本部一任と決定された。

- 二、夏期手当について
各プロック会議での審議結果が報告され、賛成多数で次のように決定した。
要求額 二・三・五割十一律
三万円

- 三、その他
(1)組合例規集の発行について(本部より)
本社の例規類集発行の遅れのため組合例規集の発行ももう少し時間がかかる。

- (2)闘争資金について(芳賀日赤提案)
闘争資金積立の目安を各単組はどう考えているか。
(3)医療機能評価について(名一日赤提案)



第三二回

定期大会を終えて

愛知県赤十字血液センター職組

四月二十一日水、当職 からは名古屋、豊橋及び中央 員組合の第三回定期大会 委員会のお集まり等で何れも話 が開かれました。そして、 し合いを行って来ました。

豊橋赤十字血液センター職 員組合との一体化に向けた 一年が始まりました。

全国的に同一県内の血液 センターは統合が進んで いることになりました。事 業の面では大きな混乱もな く、四月一日から一体化運 営されています。

さて組合はというと、幸 いにも当組合も豊橋センタ ーの組合も同じ日赤新労に 加盟する単組でしたので、 一体化を目標に、昨年夏頃



豊橋センターの方でいった ん精算することとなり、二 つの問題は解消されつつあ ります。

残る一つが一番大きな問 題でしたが、大会には代議 員制を取り入れることで、 何とか解決の糸口が見えて きました。愛知県及び名古屋 市公務員の組合では、大 会でも全員が集まることは

不可能なので、代議員制を 取り入れていくとの情報も あり、組合運営には問題が ないであろうとの見解に達 したのです。ただ、組合規 約の大幅な変更が必要なの

で、今年秋頃に臨時大会を 開催し、規約の改正を行っ 予定で、臨時大会で承認 が得られれば、統合化より 一年遅れですが、来年四月 より晴れて二つの組合が一 体化されます。これによっ て全員参加の大会がなくな り、少し寂しい気もします が、これも時代の流れのよ りです。

これからまた色々な問題 が出てくると思いますが、 組合員がひとつとなって、 働きやすい職場作りに頑張 っていきたいと思えます。

(書記長・石田昌子)

今年の夏は オートキャンプを!

盛岡赤十字病院職員組合

日毎に緑の鮮やかさが増 してきている今日この頃、 週休二日制という施設もま だ少ないとは思いますが、 皆さんのような休日を お過ごしでしょうか?

我が家では、二年前から オートキャンプを楽しん でおります。と言っても、 年に一、二回程度なので、 今年こそは張り切って、月 に一度はキャンプをしよう と目標を立てました。

オートキャンプ場の良い ところは、簡易シャワー、 コインランドリー、お風呂、

で、今年秋頃に臨時大会を 開催し、規約の改正を行っ 予定で、臨時大会で承認 が得られれば、統合化より 一年遅れですが、来年四月 より晴れて二つの組合が一 体化されます。これによっ て全員参加の大会がなくな り、少し寂しい気もします が、これも時代の流れのよ りです。



我が家のテント・タープ は自立式でも張りやす く、最悪の場合一人でも設 営することが出来ます。そ の後はビールを飲みなが ら 激しい雨が降り、朝起きて からテントをたたきましま ず濡れになってしまいま

たら七輪に移し、焼き鳥や 魚介類等を焼き始めます。 やっぱり肉や魚は炭火焼き ですね。家族が満腹にな るのを見計らって、自分の 分はその後のつくり丁等に 焼きます。野外での食事は 不思議とアルコールの回り も速く、夜もぐっすり眠れ て、朝は爽やかに小鳥のさ えすりで目を覚ますことが 出来ます。

普段よりもきちんと朝食 を取り、しばらく休んだ後 は荷物の撤収です。

実は、前後に風を伴った 激しい雨が降り、朝起きて からテントをたたきましま ず濡れになってしまいま



(川原 猛)

その後も新労は、勸奨年 とする。』

新労としては、大会決議 を強く要求してきました が、本社は、今後定年制の 導入を図ることを目途とし り」を求めて、本社と交渉 して、早期に六二歳に統一を

日赤新労は早くから「定 年制の早期実現」を主張し てきました。

本社は、定年制の前段階 の制度として退職勧奨制度 を定め、平成二年四月 から実施。平成十年四月に は下限年齢を六一歳に引き 上げました。

図る必要があることから、 先般、次の内容の通知文書 (四月八日付)を各支部長 宛に発送しました。

退職勧奨年齢を六一歳又 は六二歳に引き上げが可能 な支部・施設については、 個別協議により退職勧奨年 齢の引き上げを行えること とする。』

育児休業制度・介護休暇制度比較表

H.11.4.1現在

育児休業制度		介護休暇制度	
目 的	1歳に満たない子を養育する休業	要介護状態にある家族を介護する休暇	
対象外職員	・日々雇用及び期間雇用の臨時職員 ・配偶者が、子を養育できる状態である職員 ・1年以内に雇用関係が終了する職員	・日々雇用及び期間雇用の臨時職員 ・週所定勤務日数が2日以下の非常勤嘱託	
対象となる家族の範囲	○子(実子及び法定親族関係にある養子)	○配偶者(事実婚を含む)、父母、子及び配偶者の父母 ○職員と同居している者であって ・祖父母、兄弟姉妹及び孫 ・父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子(連れ子)	
期間・回数	○子が1歳に達するまでの連続した期間 ○子1人につき1回(特別な場合を除く)	○連続した3月以内の期間(1日単位) ○対象家族1人につき介護を必要とするごとに1回	
手 続 き	○1ヶ月前までに申出 ○1回に限り開始予定日の変更可 ○終了予定日の変更は1ヶ月前まで(1回のみ) ○上記の場合原則再度の申出不可	○1週間前までに申出 ○終了予定日の変更は1週間前まで	
目 的	満6歳に達するまでの子を養育する	要介護状態にある対象家族を介護する	
対象外職員	1 勤続1年未満の職員 2 満16歳以上であって、以下のいずれにも該当する同居の親族がいる職員 (1)深夜において就業していないこと(深夜の就業日数が1ヶ月について3日以下の者を含む) (2)負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により保育・介護が困難でないこと (3)産前産後でないこと 3 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員 4 所定勤務時間の全部が深夜にある職員		
期間・回数	○1回の申出につき1ヶ月以上6ヶ月以内 ○請求できる回数に制限なし	○1回の申出につき1ヶ月以上6ヶ月以内 ○請求できる回数に制限なし	
手 続 き	○開始日の1ヶ月前までに請求	○開始日の1ヶ月前までに請求	
適用除外	事業の正常な運営を妨げる場合	事業の正常な運営を妨げる場合	
勤務時間の短縮	○職員(日々雇用を除く)が1歳に満たない子を養育するために申し出た場合 (1)部分休業 (2)時差出勤 (3)所定労働時間を超えない勤務	○職員(日々雇用を除く)が要介護者を介護するために申し出た場合、連続する3月以内の期間 ・始業から又は終業までの連続した4時間の範囲内の時間	

退職勧奨年齢六二歳へ 副社長通知出る

副社長通知出る